

「外房サーフィン振興事業業務委託」仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「外房サーフィン振興事業業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の概要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

外房サーフィン振興事業業務委託

3 事業目的等

（1）目的・コンセプト

○「サーフィンするなら外房で」

東京2020大会の開催によるスポーツに対する機運の向上を好機と捉え、本県でサーフィンを楽しむ人を増やし、更なる普及につなげるとともに、参加者と地域の交流や、スポーツを核とした外房地域の活性化を促進するため、都市部の住民を対象に、サーフィン体験会やサーフ文化発信イベントを開催し、サーフィンの魅力や外房地域等におけるサーフィンを中心としたライフスタイルを体感していただくことで、サーフィンの振興と、二地域居住や移住・定住の促進を図る。

（2）主なターゲット

県内外^{*}の都市部に在住する、サーフィン初心者の親子、若者

^{*}県外は、主に東京都、神奈川県、埼玉県を想定。

（3）イベント名称

「BOSOサーフィン」を含むものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

5 委託業務の内容

地元市町村や県内の日本サーフィン連盟各支部（千葉銚子、千葉東、千葉南、千葉西）等と綿密に連携し、下記に掲げる事業を実施すること。

（1）サーフィン体験会の開催

（ア）開催時期・規模

- ・ 銚子市から館山市までの海岸において、初心者向けのサーフィン体験会（以下、体験会という）を7月から9月にかけて、計12回開催すること。
- ・ より一層の安全性の確保及びイベント全体での一体感の醸成、地域との交流促進のため、1回当たりの定員は20名までとし、体験会全体の総定員数は240名とすること。なお、受け入れ可能な人数が少ないサーフショップでも開催できるよう、1回の体験会を複数のショップで開催することも可とする。
- ・ キャンセルの発生や天候等により延期となった場合は、再募集の実施や、別の回での受入れを行う等、参加者実績が240名に達するよう、柔軟に対応すること。
- ・ 開催は、原則として土曜日もしくは3連休の初日または中日とすること。

(イ) 開催場所

- ・ 以下に掲げる5地域で開催すること。
 - ① 銚子市～匝瑳市
 - ② 横芝光町～長生村
 - ③ 一宮町～いすみ市
 - ④ 御宿町～勝浦市
 - ⑤ 鴨川市～館山市

※特定の地域に偏らないよう、全体の地域バランスを考慮して開催すること。

(ウ) その他

- ・ 体験会の開始時間は、県外からの参加者の利便性を考慮し、開催場所に応じて適宜変更すること。
- ・ 体験会の参加料（用具使用料・保険料等含む）は、(2)に掲げるサーフ文化発信イベントと併せて、5,000円程度とすること。なお、金額については最終的に県と協議の上、決定すること。
- ・ 安全面を考慮し、参加者にサーフィンを直接指導するインストラクターは、参加者10名に対し、3名以上確保すること。
- ・ 体験会ごとに予め最少催行人数を設定すること。なお、最少催行人数は県と協議の上、決定すること。
- ・ 体験会の監督責任者を設置し、安全面に十分に配慮して開催すること。また、体験会の救護責任者を設置し、不測の事態に備え十分な救護体制を構築すること。
- ・ 体験会の開催に係る一切の調整（企画・運営、参加者の募集、参加者からの問い合わせ対応及び連絡調整、サーフショップとの連絡調整、インストラクターの手配、用具（サーフボード、ウェットスーツ等）の手配、関係者との連絡調整、傷害保険等への加入手続き等を含む）を行うこと。

(2) サーフ文化発信イベントの開催

- ・ サーフ文化や千葉の海の魅力、地域ならではの食など、外房地域の魅力にも親しみながら、サーフ文化への理解促進や、地域の方との交流、二地域居住や移住・定住の促進に資するイベントを、体験会と併せて開催すること。

○ 発信するサーフ文化について

- ・ サーフィンを中心としたライフスタイル（週末サーファー、早朝にサーフィンを楽しんでから都内に出勤するライフスタイル、テレワーク・ワーケーションを活用したサーフィンライフ等）の魅力
- ・ 他の地域にはない、外房地域でのサーフィンの魅力
- ・ サーフィンと環境保全
- ・ サーフィンとアート
- ・ 一宮町・いすみ市でのサーフィン体験を軸としたモデルルート

【参考】「千葉で楽しむSurf & Dine」（楽天トラベル）

https://travel.rakuten.co.jp/movement/chiba/202301_surfanddine/

(ア) 開催方法

- ・ (1) で掲げる体験会を含む一連のプログラムとして開催すること。
(例：午前中にサーフィン体験→昼食→サーファーとの交流会→ワークショップ)

(イ) コンテンツ例

- ・ サーファーとの交流会・トークセッション
早朝サーフィンや週末サーファー等、サーフィンが日常にある生活の紹介
- ・ 海やサーフ文化に親しむワークショップ
例：万祝(まいわい)を活用したプリント体験、ミニチュアサーフボード作り、ウェットスーツを活用したグッズ作り、プラごみアート 等
※幅広い世代、特に親子や子どもが楽しめる内容とすること。
- ・ 「サーファー飯」や地元名産の食材や料理を堪能する昼食

(ウ) その他

- ・ 会場は、海岸に隣接する施設や海の見える施設、アメリカの西海岸風の外観を有する施設など、サーフ文化や千葉の海の魅力をより体感できる施設を活用すること。また、参加者の移動に係る負担を考慮し、体験会以降のプログラム（昼食やワークショップ等）を同一会場内で実施できる規模・立地等であること。
- ・ 千葉県が展開する海の文化等に係る施策との連携を図ること。
- ・ サーフ文化発信イベント（以下、イベントという。）の開催に係る一切の調整（企画・運営、会場の手配、店舗・講師・会場等関係者との連絡調整、備品・消耗品等の手配、スタッフ等の手配を含む）を行うこと。

【(1) 及び (2) の開催に当たっての留意事項】

開催を判断する日時を予め設定し、申込人数や、天候や波の状況等を体験会講師等と確認の上、県と開催を協議すること。また、最少催行人数に満たない場合や、安全な体験会の実施が不可能と判断される場合は、体験会を中止し、改めて別の日程（7月～9月の同期間内もしくは10月中）にて開催すること。

なお、延期後の日程でも同様の理由で開催できなかった場合、中止に伴って発生した経費（講師や施設のキャンセルに伴い発生する費用等）の扱いは、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(3) 体験会及びイベントの運営・進行管理等

体験会及びイベントの開催に当たり、以下について実施すること。

(ア) 運営体制の構築及び運営責任者の設置

- ・ 本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置すること。

(イ) 運営マニュアル、シナリオ、タイムスケジュール等の作成

(ウ) 必要備品、施設等の手配

- ・ 体験会やイベントに必要な用具のほか、駐車場、更衣室、シャワー、休憩所、イベント会場、その他資機材等の一切のものは受託者が手配・設営・撤去すること。
- ・ 本業務の遂行上必要となる関係機関その他に対する諸手続きは、受託者が速やかに処理するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

(エ) 救護・緊急時対応体制の整備

- ・ 救護体制を構築し、体験会及びイベント実施時の安全面の管理をすること。
- ・ 水難事故や怪我、熱中症等に十分注意し、必要に応じライフセーバーを配置するほか、適宜休憩テントや救急セット、経口補水液等の適切な備品、消耗品等を用意すること。

(オ) 写真の撮影

- ・ 当日の記録及び今後の広報に活用するため、写真を撮影し、県へ提出すること。
- ・ 全12回のうち2回程度、プロのカメラマンによる写真撮影を行うこと。

(カ) 各回の実施結果報告書の提出

- ・ 発注者が指定する様式により、各回終了後、3日以内に実施結果報告書を発注者へ提出すること。

(4) 体験会及びイベント等の周知・広報

- ・ 体験会及びイベントの開催等を、広く県内外に周知すること。
- ・ 周知方法については下記（ア）～（ウ）のとおりとすること。
- ・ 使用するイラスト、写真等の素材は、受託者で手配すること。
- ・ ランディングページ含め、広報物のデザインに当たっては、発注者から支給する

イベントロゴ及び「千葉の海ブランドデザイン」を効果的に使用すること。

【参考】千葉の海ブランドデザインの作成について（千葉県HP）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/chibasea/press/chibasealogo.html>

- ・ 詳細については、県と協議の上、決定すること。

(ア) ランディングページ（広報用特設ページ）の作成

- ・ 体験会及びイベントの応募フォームを備えること。
- ・ URLは<https://bososurfing.jp/>とすること。なお、ドメインについては、受託者が所有者（株オニオン新聞社）と交渉の上、手配すること。
- ・ ページの最下部に、運営主体名（例：〇〇事務局）及び受託者名、千葉県からの委託事業である旨を明記すること。

(イ) 県外のターゲットに向けた広告（ウェブ広告・交通広告等）の実施

- ・ 3（2）に掲げるターゲットのうち、特に「県外（特に東京都23区、神奈川県・埼玉県の都市部）在住の親子、若者」からの申込みをより多く獲得することに重点を置き、効果的な広告を実施すること。
- ・ ウェブ広告については、ターゲットに効果的にリーチできる配信媒体を選定の上、セグメントや想定表示回数、想定クリック率等を設定した広告配信プラン（配信シミュレーション）を作成し、運用すること。なお、SNS広告の場合、発注者から支給する広告配信専用のアカウントは利用可能であるが、既存の千葉県公式SNSのアカウントは利用できないことに留意すること。
- ・ 交通広告（車内広告、駅貼りポスター）については、乗降客数の多い路線や駅に効果的に掲出すること。なお、使用する掲出物（ポスター、映像等）の作成費も本委託費用に含まれる。

(ウ) ポスター・チラシの作成・配布

- ・ 体験会を実施するサーフショップのほか、道の駅、スポーツ関連施設、大学や専門学校など、広く県内外のターゲットに周知できるよう、効果的に配布・掲出すること。

(5) イベント等へのブース出展

- ・ 本県のサーフィンやサーフ文化の普及振興のため、サーフィンに馴染みの薄い一般の方やサーフィン初心者に向けて、県が実施する千葉の海の魅力発信や千葉の海の文化に係るイベント等に、2回ブース出展すること。
- ・ ブースのコンテンツはサーフィンに関する疑似体験（例：サーフボードを置いたバランスディスク上でのテイクオフ体験やフォトチャレンジ、VR体験など）や、サーフ文化に親しむワークショップ（5（2）（イ）参照）とすること。なお、ブース内の装飾に係る費用も本委託費用に含まれる。

- ・ ブース出展の開催に係る一切の調整（企画・運営、運営マニュアル・シナリオ・タイムスケジュール等の作成、イベント運営者・講師等関係者との連絡調整、必要備品・消耗品等の手配、スタッフ等の手配を含む）を行うこと。

（6）アンケートの実施

- ・ （1）の体験会及び（2）のイベントの参加者に対し、アンケートを実施すること。
- ・ 設問項目については、事前に県に協議すること。
- ・ アンケート結果を集計・分析し、報告書を作成の上、県に報告すること。

6 成果品の提出等

（1）成果品

- ・ 受託者は、下記①～④の成果品を作成の上、紙媒体各1部及び電子データを委託者へ提出すること。
 - ① 事業実施報告書及び事業完了報告書
 - ② 参加者アンケート及び分析結果報告書
 - ③ 広報物の完成品
 - ④ 体験会及びイベント開催時の写真（電子データのみ）

（2）提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
（千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階）

（3）提出期限

- ①：令和8年3月24日（火）午後5時
- ②～④：県が別途定める。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- （1）本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- （2）成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。

- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。